

【建設工事】

令和2・3年度 魚沼市建設工事入札参加資格審査申請要領

魚沼市が発注する「建設工事」に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議に参加を希望される方は、次の要領により審査申請書類を提出してください。**有効期間ごとに申請が必要です。**

1 資格審査の申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、次の事項のいずれにも該当しない方です。

1. 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が1年を経過しない者
2. 競争入札等に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者
3. 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
4. 暴力団等と関係のある者
5. 税について未納のある者

2 受付期間等

1. 定期申請:令和元年12月2日(月)～令和2年1月31日(金)まで(※郵送の場合は当日消印有効)**【定期申請は終了しました。】**
2. 随時申請:令和2年2月1日以降**【随時申請受付中です。】**
3. 受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日及び年末年始の閉庁期間を除く)

3 資格審査の有効期間

1. 定期申請をされた方:令和2年4月1日～令和4年3月31日
2. 随時申請をされた方:審査後名簿に登載された日(令和2年5月1日以降)～令和4年3月31日

【建設工事】

4 提出書類等

○:必ず提出してください。(記入する事項がない場合も、白紙のまま提出してください。)

△:提出する場合としない場合があります。

×:提出する必要はありません。

申請書及び添付書類	市内 業者 ※1	市外 業者 ※1	備考
1.建設工事入札参加資格審査申請書 【様式第1号】	○	○	項目1～7について、記載方法は新潟県に準ずる。
2.営業所(主たる営業所を除く)一覧 表【様式第2号】	○	○	建設業法第3条第1項に規定する営業所(支店 又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所と して建設業許可申請書別表に記載してある営業 所)のうち、 <u>市と請負契約を締結する事務所のみ記 載してください。</u>
3.技術職員数等に関する書類 【様式1】	○	○	—
4.指定工事の施工実績に関する書類 【様式2-1～2-4】	○	○	—
5.技術職員名簿 【様式3】	△	△	申請時の技術職員を記入してください。ただし、技 術職員数に補正の必要がない場合は「経営事項審 査」を受けたときの名簿に代えることができます。
6.舗装機械の所有状況に関する書類 【様式4】	△	△	「舗装工事」を申請する場合のみ提出してください。 該当がない場合は提出不要です。
7.技術職員数一覧 【様式6-1～6-3】	△	△	技術職員数に補正がある場合のみ提出してくださ い。該当がない場合は提出不要です。
8.経営規模等評価結果通知書及び総 合評定値通知書の写し	○	○	審査基準日が申請をしようとする日の1年7月前 の日以降の通知書を提出してください。 (該当する通知書が2つ以上ある場合は、そのうち の最新のものを提出してください。)
9.魚沼市の納税証明書(未納税額の ない証明) ※写し可	○	△	市内業者及び市税の納税義務のある者が提出して ください。(申請日前3ヶ月以内に発行されたも の。) →窓口に行く際は、「納税証明願・証明書」をご用意 ください。(下記【5.申請書類及び提出方法】参照)

【建設工事】

申請書及び添付書類	市内業者 ※1	市外業者 ※1	備考
10.法人税又は所得税の納税証明書 (未納税額のない証明) ※写し可	×	○	「法人税又は所得税の納税証明書」については、 <u>税務署から納税証明書(未納税額のない証明)を発行してもらってください。</u> (申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。)※2 ・個人の場合:所得税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の2」 ・法人の場合:法人税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の3」
11.消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のない証明) ※写し可	○	○	「消費税及び地方消費税の納税証明書」については、 <u>税務署から納税証明書(未納税額のない証明)を発行してもらってください。</u> (申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。)※2 ・個人の場合:所得税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の2」 ・法人の場合:法人税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の3」 <u>※該当がない場合は提出不要です。</u> <u>※納付書の写しは不可とします。</u>
12.暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	「魚沼市暴力団排除条例」の施行に伴い「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出してください。
13.特定関係調書 (※該当がない場合でも提出)	○	○	「魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準」の施行に伴い「特定関係調書」を提出してください。 該当がない場合でも「なし」に○をつけて提出してください。
14.委任状	×	△	支店等に入札、契約等を委任する場合は提出してください。
15.支店(営業所)等状況報告書	×	△	支店等に入札、契約等を委任する場合は提出してください。
16.連絡票	○	○	「建設工事入札参加資格審査申請書.xls」の中に連絡票のシートがあります。

※1 : 市内業者とは魚沼市内に主たる営業所を有する建設業者をいい、市外業者とは市内業者以外の建設業者をいいます。

※2 : 税務署の納税証明書「その3の2」又は「その3の3」は、1枚で提出書類等の10及び11を兼ねるものとなります。

【建設工事】

5 申請書類及び提出方法

1. 申請書類等は、必要な書類を魚沼市ホームページよりダウンロードして使用してください。財務課にも用意してあります。
 - ・令和2・3年度魚沼市建設工事入札参加資格審査申請書(※提出書類(1)～(7), (16))
 - ・納税証明願・証明書(※提出書類(9))→「税務証明交付閲覧申請書」をご用意ください。
 - ※納税証明書は魚沼市役所 税務課(本庁舎)・北部事務所・入広瀬分室の窓口で発行します(郵送請求可)。本人確認のため免許証等の提示をお願いしています。
 - ※法人の場合、必ず委任状が必要ですので、上記申請書中段の委任状欄に記載してください。
 - ・暴力団等の排除に関する誓約書(※提出書類(12))
 - ※魚沼市暴力団排除条例を参照のこと。
 - ・特定関係調書(※提出書類(13))
 - ※魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準を参照のこと。
 - ・委任状・・・参考として掲載(提出書類(14))
 - ・支店(営業所)等状況報告書・・・支店等に委任する場合に提出(※提出書類(15))
 - ※上記以外の添付書類等は、備考欄を確認のうえ提出をお願いします。
2. 申請書類等は必要書類を A4 サイズに揃えて「紐綴り」にして 1 部提出してください。(郵送可)
3. 受付印の送付を希望される場合は、送付先を記載したハガキ又は切手を貼った返信用封筒を同封してください。封筒の場合は、受付印を押す受付票や申請書の写しなどもあわせて同封してください。

6 その他(申請後の注意事項)

1. 申請内容に変更が生じた場合及び廃業する場合は、20 日以内に変更届出書・廃業届出書を提出してください。また、参加資格の承継は、承継申請書を提出してください。
2. 業種の追加の場合は、「4提出書類等」のうち1、3及び4、6、7、8、10、11のうち該当するものを提出してください。
3. 「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」については、新しい通知書を受領の都度提出してください。ただし、格付け等については変更いたしませんのでご注意ください。

7 提出先及び問い合わせ先

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地
魚沼市役所 本庁舎 総務政策部 財務課 契約係
電話 : 025-792-9205
FAX : 025-792-9500
E-mail : keiyakukensa@city.uonuma.lg.jp